

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 20 日現在

機関番号：13701

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730076

研究課題名（和文）離婚後の共同親権と面接交渉の「制限」に関する調査研究—DV事案を素材として

研究課題名（英文）Child Custody and Visitation in Domestic Violence cases

研究代表者

立石 直子（TATEISI NAOKO）

岐阜大学・地域科学部・准教授

研究者番号：00369612

研究成果の概要（和文）：

諸外国の立法においては、DV事案での離婚手続や子どもの処遇について、さまざまな配慮がなされている。それは、一方配偶者のDV加害が、他方配偶者に与える影響は大きく、また子どもへの被害・影響も少なくないとの認識からである。日本では、離婚後の共同親権制の導入や面接交渉が評価される傾向にあるが、諸外国にならい、とりわけDV事案における離婚後の共同親権やDV加害者との面接交渉については、子どもの福祉の視点から、検討すべき課題が残されている。

研究成果の概要（英文）：

Domestic violence is often a catalyst for one spouse to choose separation or divorce. And if they have children, custody and visitation would come to an issue. This paper examines custody and visitation problems in domestic violence cases.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：(1) ドメスティック・バイオレンス (2) ペアレンティング (3) 面接交渉 (4) 離婚後の共同親権 (5) 離婚と子ども (6) ファミリー・バイオレンス (7) ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

家族法学においては、1980年代には、諸外国法に定められる離婚後の共同親権制度

について紹介され、概ね肯定的に捉えられてきた。その背景には、日本民法においては、離婚後の単独親権制の下で、子と別居する親

と子どもとの関係が継続されにくい現状、1つの親権を両親が争う「子どもの奪い合い紛争」の解決の困難さ、などが挙げられる。そのため、日本民法においても離婚後の共同親権の道を開くべきであるという認識は、家族法学において共通のものと言ってよいように思われる。少なくとも1990年代以降、離婚後の共同親権の導入に消極的な見解を打ち出す論稿は見られず、同時に、別居親と子どもとの面接交渉についても、その権利性が論じられたり、実現性を高めることを検討する研究が増えている。

2. 研究の目的

当然ながら、離婚後の共同親権や面接交渉は、子どもの利益に適うものでなければならない。それが保障されないなら、共同親権や面接交渉は「制限」されるべきである。たとえば、DV事案は、離婚当事者が「被害者と加害者」の関係にあるため、被害者や子どもの安全に配慮すべき場面も多く、「制限」や「配慮」が必要とされるケースも少なくない。

本研究の目的は、ドメスティック・バイオレンス事案を題材に、離婚後の共同親権・面接交渉の「制限」や「配慮」について、諸外国の立法や実務を調査し、子どもの福祉の視点から、日本における共同親権や面接交渉に関する立法を進める上での課題を見出すことである。

3. 研究の方法

本研究は、以下のようなアプローチで行われた。

- 1) DVがもたらす離婚当事者の非対称性や子どもへの影響について検討する。
- 2) 比較法の視点として、オーストラリア法を中心に、諸外国の法制におけるDV離婚での配慮、とりわけ、離婚後の親権法制や面接交渉について調査する。
- 3) 日本法における今後の立法や実務での課

題について考察する。

具体的な手法として、文献・資料からの情報収集にとどまらず、国内のDV被害者の支援機関や弁護士へのインタビュー調査を行った。また、オーストラリア・ヴィクトリア州において、DV法の制定に関わったNPO法人のスタッフや家事事件を多く担当する弁護士にインタビュー調査を実施した。

4. 研究成果

諸外国では、離婚後の子の処遇に関する審理やその手続において、DV事案に対する特別な配慮が広く整備されていることがわかった。その背景には、子どもの福祉の視点から、親密圏で振るわれる暴力が、被害者や子どもにもたらされる影響を適切にとらえるべきとする姿勢がみられた。

1) 暴力のもたらす影響

親の暴力に晒されることは、子どもの情緒面や行動面の困難と関連していることが、様々な実証研究を通じて確認されている。

WHO国際調査においても、さまざまな国で、心理的暴力に加え、身体的・性的暴力を受けた女性とともに暮らす子どもの行動・情緒・学習面での困難について、暴力の被害のない環境で育つ子どもとの比較において、統計的に有意差が確認されており、日本調査でも同様の傾向が見られた。また諸外国では、近年、DV被害女性の健康被害の視点からの研究が進んでいる。

2) 比較法の視点から

たとえば、オーストラリア法においては、以下のようになっている。オーストラリアでは、両親の別居後のペアレンティング

(parenting) に関しては、2006年、連邦家族法の改正が行われている (Family Law Amendment (Shared Parental Responsibility) Act 2006)。この改正は、

離婚後も両親が同等に親責任を持つという理念をさらに実効的なものにするため、同居していない親の子どもへの関与を促進することを目的としているが、family violence 事案については、特別な配慮を設ける。

1) たとえば、裁判所がペアレンティングの命令を定める場合において、両親双方が子どもに対して平等な親責任を持つという推定規定を持つが、一方の親に子どもへの虐待や family violence があつたと認める合理的な理由がある場合、この推定は働かないとされている。2) また、この法は、離婚時に、裁判所への訴訟申立ての前に、父母に家族紛争解決手続 (FDR=family dispute resolution) を経ることを義務付けたが、DVの危険がある場合には、家族紛争解決手続 (FDR) が例外的に免除される (60条I9項)、などの配慮である。

しかしながら、現実的な問題として、別居親の子どもへの関与の促進を目指した連邦家族法の改正は、各州における family violence 防止法の被害者保護の理念との間に、時としてジレンマをもたらしていると言われる。すなわち、子どもの監護について有利に権利主張したい母親が、子の父親からの虚偽の暴力を主張しているという批判の一方で、DV事案において離婚後の共同監護の実現は、DV被害者である母親の恐怖心や犠牲なくは成り立たないという指摘もあり、多くの議論が持ち上がっている。また、これについて、さまざまな評価があるのも現実であり、本研究において行った、DV問題に関する民間支援機関でのインタビューにおいても、この家族法改正についての評価は多様であった。

そのほか、アメリカ合衆国においては、「離婚後も両親がともに子どもに関わるべきである」という理念が非常に強い。しかしながら、だからこそ、両親がともに子に関わって

いくために、DV事案への配慮が整備され、加害者の再教育の必要性についても意識が高い。とくに、子どもの養育や離婚後の交流について関わる専門職に、暴力の問題の特性を熟知する仕組みが手厚く整備されている。たとえば、カリフォルニア州では、メディエーションに関わるメディエーターの専門性は高く、DVに特化した研修も受けている。また、子どもについての評価を行うエヴァリュエーターについても、裁判所規則により、DVに関する研修を受けることになっている。

さらに、台湾のDV防止法においても、離婚手続きにおけるDV事案への配慮を定める。DV事案の離婚では、原則として調停や和解を行うことができないとされており、離婚後の子どもとの面会についても、DV事案で面会を求める際には、裁判所によって、安全の確保や第三者の監視、面会費用負担、保証金の支払いなどを命じることが出来たり、面会は、DVセンター内の「面会センター」において行うことが定められている。

3) まとめ

本研究から、今後、離婚後の共同親権制の導入や、面接交渉の実効性について検討する過程では、以下のような点が配慮されるべきであると考えられる。

DVを原因とする離婚は決して少なくないという事実を踏まえ、i) 暴力による被害者と子どもの健康被害や影響が適切に理解されるべきこと。ii) それに加害者によって引き起こされたという事実が適切に評価される仕組みが必要であること。そのためには、iii) 司法に関わる専門者にDV理解のために高いスキルが求められ、そのための教育の機会が与えられるべきこと。さらには、iv) 社会的な整備として、家族紛争を専門に扱う支援者や支援機関の充実が不可欠であること。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計4件)

① 立石直子「DV事案における離婚と子の処遇 —被害者と子どものために必要な視点とは」日弁連法務研究財団報告書「ドメスティック・バイオレンス問題に対する行政・司法の対策・比較法研究(代表:町村泰貴)」、査読有、2012年度中に刊行予定

② 立石直子「家族生活における人権保障の課題—DV問題に見る夫婦の非対称性と民法2条の可能性を考える」憲法研究所編『平和憲法と人権・民主主義』法律文化社、査読無 2012年9月刊行予定

③ 立石直子「オーストラリアにおける family violence 問題への対策と課題」民事研修編集室『民事研修』査読無、645号、日本加除出版、2011年、48～56頁

④ 立石直子「婚姻の自由とジェンダー —民法731条・733条・750条の改正に向けて問われていること」『ジェンダーと法』査読有、第7号2010年17-28頁

[学会発表] (計3件)

① 立石直子「離婚原因としてのDV」、日本法社会学会2012年度学術大会、ミニシンポジウム「法執行から見るDV防止法：異なる法分野における執行の連携と協働の可能性に向けて」2012年5月12日、於 京都女子大学

② 立石直子「DV事案における子どもの処遇」、日本司法福祉学会第12回大会、分科会「ドメスティック・バイオレンスに対する司法・行政の役割—多角的アプローチから—」、2011年9月3日、於：関西福祉科学大学、

③ 立石直子 ‘Child Custody and Visitation in Domestic Violence Cases: Legal Trends in Japan’ 国際犯罪学第16回世界大会 Multiple Examinations on Domestic Violence in Japan (セッション番号:7248)、2011年8月7日 於：神戸学院大学

[図書] (計4件)

① 立石直子「民法とジェンダー」伊田久美子ほか編『ジェンダー・スタディーズ入門：人文社会科学から自然科学まで』

ミネルヴァ書房2012年10月刊行予定

② 立石直子「暴力防止教育の可能性」戒能民江ほか編『講座ジェンダーと法 第3巻』日本加除出版2012年12月刊行予定 (コラム執筆)

③ 立石直子「ジェンダーと人権」市川正人、倉田原志編『憲法入門—憲法原理とその実現』法律文化社、2012年、111-122頁

④ 三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵『ジェンダー法学入門』法律文化社、2011年、42-45、102-157頁ほか

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

立石 直子 (TATEISI NAOKO)
岐阜大学・地域科学部・准教授
研究者番号：00369612

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者